

受動喫煙防止対策助成金制度のご案内

～ 職場における受動喫煙防止対策に取り組む
中小企業の事業主のみなさまへ ～



厚生労働省
都道府県労働局

1 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

この助成金は、中小企業事業主が喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置などする取組みに対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2 交付対象となる事業主

この助成金は、次の1から4までのいずれにも該当する事業主が交付対象となります。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること（①、②のいずれかに該当していること）。

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

- 3 事業場の室内又はこれに準ずる環境において、当該室以外での喫煙を禁止するために、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であること。
- 4 3に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

3 受動喫煙防止対策助成金交付申請について

受動喫煙防止対策助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」および事業計画を含む関係書類を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

工事の着工前に交付決定を受ける必要があります。

1 申請に必要な書類

申請には、次のアからケまでの書類が必要です。

- ア 不交付要件に該当しない旨の書類（所定の様式があります）
- イ 労働保険関係成立届の写しまたは直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- ウ 中小企業事業主であることを確認するための書類
（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数などを記載した資料、事業内容を記載した書類など）
- エ 喫煙室の設置などをしようとする場所の工事前の写真
（申請日から3か月以内に撮影したもの）
- オ 設置などしようとする喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料
- カ 後記「2 喫煙室の要件」を満たして設計されていることが確認できる資料
- キ 事業場の室内およびこれに準ずる環境において、喫煙室以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類（任意様式）
- ク 喫煙室の設置などに係る施工業者からの見積書の写し
- ケ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

2 喫煙室の要件

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上となるよう設計されていること。

なお、すでに設置している喫煙室について、本要件を満たすために改修などを行う場合も交付対象に含まれます。

4. 交付額について

1 この助成金の交付は事業場単位とし、1事業場当たり1回とします。

(同じ事業場で複数の喫煙所を設置する費用について助成を受けようとする場合は、あらかじめ十分検討のうえ、必ず1件にまとめて申請してください。)

2 この助成金の交付額は、下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200万円※	喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費など	2分の1

ただし、算出された合計額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

※：1件の申請で複数の喫煙所について助成を受ける場合であっても、1申請当たりの交付上限額は200万円となります。

3 上表の助成対象経費として認められる対象は、前ページの「2 喫煙室の要件」に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費、機械装置費など）とします。

5. 交付手続

1 交付申請

- 「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」の提出



所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に
2部提出してください。

必ず着工前に申請し、交付決定を受けてください。

- 申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。

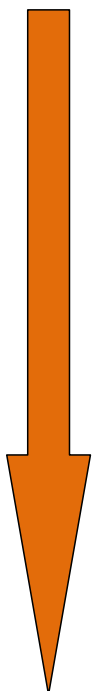
資料が整わないときは交付決定されない場合があります。

- 交付決定されると「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」により通知されます。

交付決定を受けた事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）
する場合、あらかじめ変更申請書を同様に都道府県労働局に
提出し、承認を受ける必要があります。

2 事業実績報告および助成金の額の確定

- 「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」の提出



報告書に次の書類を添えて所轄都道府県労働局に2部提出してください。

ア 「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」の写し

イ 計画を変更した場合は「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」の
写し（複数回変更している場合はその全ての写し）

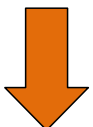
ウ 喫煙室の設置など工事に係る請求書または領収書および当該経費に係る内訳の写し
（明瞭であり、見積書に対する請求書または領収書の金額およびその内訳が妥当なものと
認められること）

エ 設置などした喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、その他実施した受動喫煙を
防止するための設備、備品などの詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影し
たもの）

オ 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類（任意
様式）

カ 「喫煙室の要件」を確認できる書類

- 提出書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。

資料が整わないときは助成金の額の決定がされない場合があります。

○適当と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」により、助成金の額の確定が行われ、実績報告書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

交付決定を受ける前に実施した工事については、原則として助成金を交付しないので、ご注意ください。

偽りその他の不正の行為により本助成金の交付を受けたと認められる場合には、交付した助成金の返還を求める場合があります。

(参考)

職場の受動喫煙防止対策について、厚生労働省では次の支援事業も実施しています。どうぞご活用ください。

1 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務(厚生労働省委託事業)

○事業場における喫煙室の設置、飲食店などにおける浮遊粉じんの基準または換気量の基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタントなどの専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

☆相談ダイヤル：050-3537-0777

(平成25年度事業受託先：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会)

☆URL : <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

○平成25年度から事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施します。

○相談は無料です。

2 職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)(厚生労働省委託事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。(往復の送料は申請者の負担となります。)

☆申込受付ダイヤル：050-3642-2669

FAX : 0288-50-1086

(平成25年度事業委託先：株式会社アマラン)

☆URL : <http://urx.nu/3RJD>